

教育委員会提出議案

第20号議案

令和3年度 教育に関する事務の点検・評価の実施に伴う委員の委嘱について
上記の議案を提出する。

令和3年10月26日

豊島区教育委員会教育長 金子 智雄

(説明)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づき、教育に関する事務の点検・評価を実施するため、本案を提出いたします。

(資料)

別添のとおり

令和 3 年度 教育に関する事務の点検・評価の実施に伴う委員の委嘱について

1 点検・評価について

(1) 概要

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 2 6 条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の前年度の執行状況等について、毎年度点検及び評価する。

「豊島区教育ビジョン 2019」計画の推進にあたって、課題となっている事項に関連する具体的な取り組みについて点検及び評価を行い、その結果を今後の計画推進のために活用する。

(2) 点検・評価委員会の設置目的

教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに際し、点検・評価の客観性、透明性、公正性を確保するとともに区民への説明責任を果たすために、教育に関する識見を有する外部委員による委員会を設置する。

※詳細については参考資料「教育に関する事務の点検・評価委員会設置要綱」を参照。

2 委員の委嘱について

以下のとおり、教育に関する事務の点検・評価委員を委嘱する。

(1) 委嘱期間

委嘱した日から令和 4 年 3 月 3 1 日まで

※第 1 回開催日を委嘱した日とする（全 4 回程度の委員会開催を予定）。

(2) 教育に関する事務の点検・評価委員候補者

氏名	所属	役職	年数
美谷島 正義	東京女子体育大学・東京女子体育短期大学教授	学校経営経験者	1 年目
木村 文香	東京家政学院大学准教授	学識経験者	2 年目
岩井由美子	豊島区小学校 P T A 連合会事務局	区民	2 年目

【参考】美谷島正義氏職歴

平成 2 6 年 4 月－現在

東京女子体育大学・短期大学 教職 教授（兼任）

平成 2 0 年 4 月－平成 2 6 年 3 月

文京区立第九中学校・文京区立第六中学校 校長

平成 1 8 年 4 月－平成 2 0 年 3 月

東京都教育庁 主任指導主事（生活指導担当）

平成 1 8 年 4 月－平成 1 9 年 3 月

東京都青少年・治安対策本部 副参事

平成 1 5 年 4 月－平成 1 8 年 3 月

昭島市教育委員会 指導室長

平成 7 年 4 月－平成 1 5 年 3 月

保谷市教育委員会・東京都多摩教育事務所指導主事

教育に関する事務の点検・評価委員会設置要綱

平成20年6月10日
教育長決定

改正 平成22年6月23日

改正 平成27年4月 1日

(設置)

第1条 教育委員会がその権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行うに際し、点検及び評価の客観性や透明性を確保するとともに、区民への説明責任を徹底するため、教育に関する事務の点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 教育委員会の権限に属する事務の点検及び評価に関すること。
- (2) その他教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員3人をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者で構成し、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 学校経営経験者 1人
- (3) 区民 1人

3 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は就任した年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第6条 委員会の会議は公開とする。ただし、公開することが相当でないと委員会が認めるときは、この限りでない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育部庶務課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成20年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月 1日から施行する。